

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 26.11.05 第 187 回国会第 5 号

11 月 5 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（内閣提出第 27 号）

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

・下村文部科学大臣、中山外務副大臣、藤井文部科学副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（参考人）東京電力株式会社常務執行役 木村公一君

（質疑者及び主な質疑内容）

松本剛明君（民主）

- ・原子力事故が起きた場合の裁判管轄権を事故発生国とする内容を含む条約に加盟するため、国内実施法を制定するのであれば、我が国が事故発生国となった場合には、損害が他の締約国において発生した場合でも、我が国の裁判管轄とし、我が国の法律により裁判する旨の立法措置を行うべきではないか、政府の見解を伺いたい。
- ・制度上は原子力事業者への責任集中の原則の例外と位置付けられているメーカー等との求償権を定める契約が、実際にはどの程度存在するのか伺いたい。
- ・国際的な原子力損害賠償ネットワークの構築のため、今後の原子力協定の締結交渉においては、相手国に国際条約への加盟を求める必要があると考えるが、外務省の見解を伺いたい。
- ・原子力損害賠償制度の抜本改正には大臣がリーダーシップを発揮することが必要と考えるが、大臣の見解を伺いたい。

小熊慎司君（維新）

- ・福島第一原子力発電所事故については条約発効前の事故であるため、条約の遡及適用はされないとしているが、今後同原発の廃炉作業中に新たな事故が発生した場合には、その適用についてどう判断されるのか、文部科学省に伺いたい。
- ・福島第一原子力発電所事故の賠償に際して、東京電力が「原子力損害賠償紛争解決センター」（以下「ADRセンター」という。）の示す和解案を拒否する事案が生じている現状に対する認識及び東電に対する ADRセンターの和解案受諾の指導の有無について、大臣に伺いたい。

- ・原子力損害賠償紛争審査会の中間指針については、ADRセンターが提示する和解案の趣旨に則った内容に見直すべきだと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

鈴木望君（維新）

- ・原子力損害賠償に関する国際条約にはパリ条約、ウィーン条約、CSCの三系統がある中で、CSCの締結を選択した理由について、外務省に伺いたい。
- ・今後仮に中国や韓国がCSCに加盟し、そのどちらかで事故が発生した場合、裁判管轄権は我が国ではなく事故発生国にあるため、被害者の賠償が十分なされない懸念があることについて、大臣の見解を伺いたい。

中山成彬君（次世代）

- ・福島第一原子力発電所事故の発生前に、我が国がCSCを締結し、発効していた場合、損害賠償事案が多発していたと考えるか、外務省の見解を伺いたい。
- ・福島第一原子力発電所事故を受け、原子力分野に進む若者が減少することが懸念されるが、同分野の人材育成に向けた取組について、大臣に伺いたい。
- ・ITER計画の進捗が当初予定よりも遅れているように思われるが、現時点での進捗状況及び今後の見通しについて、大臣に伺いたい。

柏倉祐司君（みんな）

- ・我が国がCSCを締結した後は、中国や韓国などの近隣諸国にもCSCに加入するよう積極的な働きかけを行うべきだと考えるが、外務省の見解を伺いたい。
- ・原子力事故発生時に受け取ることができる拠出金が十分とは言えないCSCを締結する目的は、国際的な原

子力損害賠償のスキームに入ることが重要であるためか、文部科学省に伺いたい。

- ・我が国が廃炉技術において世界トップレベルとなるための取組を戦略的に進めるべきだと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

文部科学省に確認したい。

- ・ADRセンターの和解案を受け入れるよう東京電力を指導する必要性及び避難の長期化を踏まえ精神的損害に関する追加の指針を策定する必要性について、大臣の見解を伺いたい。

青木 愛君（生活）

- ・エネルギー基本計画では、今後我が国の原子力発電の依存度を低下させていくとしており、条約加盟国内での我が国の重要性は低下していくのではないかと。政府の見解を伺いたい。
- ・政府は、CSC締結の理由に福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策のため米国企業の技術を導入する必要性を挙げているが、英仏の企業からは既に技術協力を得られていることについて、政府の見解を伺いたい。
- ・原子力関連事業者にも応分の負担をさせる形で原子力損害賠償制度の抜本改正が必要と考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。

吉川 元君（社民）

- ・ADRセンターの和解案を拒否する事例に関し、東京電力がHPに「中間指針やその考え方から乖離している請求等はADR手続においても慎重な対応をしている」旨を掲載していることについて、ADRセンター総括委員会が8月4日に「ADRセンターの役割を阻害し、損害賠償システム自体に対する信頼を損なうもの」とする所見を公表したが、その批判に対する東京電力の認識を伺いたい。
- ・CSC締結による原発輸出の環境整備に関し、政府は「効果ではあるが目的ではない」旨を答弁しているが、原子力委員会に提出した資料中「CSCに加入した場合に考えられる主要な意義」の最初にプラント輸出をするメーカーの責任免除を挙げている平成23年11月時点からの認識の変化について文部科学省に伺いたい。

宮本 岳志君（共産）

- ・賠償に関する3つの誓いとして「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「和解仲介案の尊重」を挙げ、新事業計画に「認識の齟齬がある場合であってもADRの和解案を尊重する」旨を述べながら、ADRセンターの和解案を拒否する理由について、東京電力に伺いたい。
- ・ADRセンターの和解案に、東京電力が拒否の理由として挙げている「中間指針やその考え方から乖離している、あるいは客観的事実からすると事故との相当因果関係が明らかに認めがたい」ものが存在するのか、